

# 委託仕様書（企業提案用）

## 1 委託業務の名称

特定保健指導実施率向上事業業務

## 2 委託期間

契約締結の日から令和6年3月31日まで

## 3 委託業務の目的

宮城県では、市町村国保における特定保健指導実施率は21.0%（令和3年度）で全国35位と下位であり、その改善が喫緊の課題となっている。また、市町村国保の特定保健指導対象者のうちメタボ該当者において、高血糖・高血圧・脂質異常の3つのリスク要因を有する者が男女ともに多い状況である。さらに、心疾患や脳血管疾患の標準化死亡比が全国と比べて高い等の健康課題があることから、宮城県における市町村国保の保健指導実施率を向上させ、生活習慣病となる要因の早期介入につなげるための取組が必要である。

そこで、県が市町村の特定保健指導の利用勧奨を支援するとともに、特定保健指導の事業運営等に必要な知識等の普及啓発、相談助言を行うことで、市町村の取組強化を図り、県内全域での更なる特定保健指導実施率向上を目指すものとする。

## 4 特定保健指導実施率向上事業に係る県事業説明

特定健診・特定保健指導受診率等向上事業

市町村国保の担当者等を対象に、特定健診・保健指導の受診率等の向上を目的に受診率向上等の効果的手法を普及するとともに、市町村個別に受診率等向上に関する事業評価・助言を行う。

本県は、受診率は上位であるが、保健指導実施率は常に下位となっていることから、受診率及び実施率について、それぞれ市町村国保で定めた令和5年度までの長期的目標値である60%以上を達成できるよう市町村を支援するもの。

## 5 実施内容

下記（1）から（2）までの業務について、6の留意事項を踏まえ実施すること。なお、下記（1）の業務については、モデル市町村の目標値の達成に向けて実施すること。また、実施した業務について令和6年3月31日までに報告書としてまとめることとし、報告書作成にあたっては、今後他の市町村が活用する際に参考となるよう取組内容やその効果を章立てでまとめ、図等を用いた分かりやすい構成とすること。

### （1）特定保健指導の利用勧奨支援

県が対象市町村（以下、「モデル市町村」とする。）の特定保健指導利用勧奨を支援し、実施率の向上を図る。モデル市町村は、仙台市とする。仙台市が独自に掲げている特定保健指導実施率の目標値は30%であるが、実際には令和元年度8.8%、令和2年度7.6%、令和3年度7.9%と県内でも下位で推移しているため、効果的な利用勧奨をすることで特定保健指導実施率向上を図る支援が必要である。

なお、本事業の対象は仙台市国保加入者のうち、特定保健指導対象者かつ積極的支援に該当する者とする。

（イ）KDB・健診データ等を活用した保健指導対象者の分析

（例：モデル市町村における健康課題の分析、対象者の行動変容ステージモデル等への当てはめ、年代別・地区別ごとに効果的な利用勧奨方法を分析等）

（ロ）分析結果に基づく効果的な利用勧奨

（例：個人リスクの見える化、ナッジ理論を活用した利用勧奨通知、ICTを活用した情

報提供の実施、QRコードやWeb申し込み等年代に適した申し込みができる方法の実施、電話による勧奨、イベント型測定会の開催方法等)

(ハ) 特定保健指導実施の阻害要因の分析

(例：未利用者アンケートの実施・分析、市町村の保健指導体制の比較等)

(ニ) 効果検証及び他の市町村事業に活用できる取組のまとめ

(2) 特定保健指導関係者に対するコンサルテーション（相談助言）

上記（1）のモデル市町村以外の市町村を対象とし、特定保健指導についての相談対応を行う。事業対象となる市町村（以下「コンサル対象市町村」という。）については、県と協議の上決定し、実施に当たっては県（健康推進課及び保健所）等と連携の上、市町村組織内で特定保健指導に関わる担当者からの相談に対応する。

コンサルの際、受託事業者は社内・外から保健師、栄養士等を派遣する等の体制を作る。

相談内容については、市町村担当者からの聞き取りによるものとなるが、想定している事例は、住民への周知方法の相談（ICT活用等）、リピーター対策、組織内の連携体制、指導方法の相談等である。

相談助言後の状況についても後日確認（必要に応じて追加の助言）等を行い、宮城県健康推進課に報告する。

なお、想定しているコンサル対象市町村は、大郷町その他2市町村程度である。

(3) 報告会の開催

(1)や(2)の実施状況を踏まえて、県内市町村に対して、報告会を開催する（報告会の周知・日程調整等の運営全般、アンケート回収等）。

## 6 留意事項

(1) 業務内容は、企画提案での企画書を基本とするが、発注者との打合せの上で、企画書の内容に修正・調整等を加えて実施する場合がある。

(2) 本仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた事項については、その都度発注者と協議する。

(3) 受注者は、発注者が必要と認めた場合には委託業務の進捗状況について報告するものとする。

また、委託業務が完了したときは、遅滞なく業務完了報告書等を発注者に提出するものとする。

(4) 業務遂行上必要とする機材などについては、原則として受注者所有の機器を使用することとし、これによりがたい場合は、原則としてリースによる対応とすること。

(5) 受注者は、会計帳簿を他の経理と区分けして整備し、委託業務完了後5年間保存すること。

(6) 受注者が、この契約の委託期間中に宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成20年1月1日施行。以下「排除要綱」という。）別表各号に該当すると認められたときは、契約を解除することがある。

(7) 受注者は、排除要綱別表各号に該当し、宮城県から指名停止措置を受けている者にこの契約の全部又は一部を下請負させ、又は受託させてはならない。また、この契約の下請負又は受託をさせた者が、排除要綱別表各号に該当すると認められるときは、当該下請契約等の解除を求めることがある。

(8) 受注者は、この契約の履行に当たり排除要綱第2条第1項第5号に規定する暴力団員又は排除要綱第2条第1項第6号に規定する暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）から不当要求又は妨害を受けたときは、速やかに警察への通報を行い、捜査上必要な協力を行うとともに、発注者へ報告すること。また、この契約の下請負又は受託をさせた者が、暴力団員等から不当要求又は妨害を受けたときは、同様の措置を行うよう指導すること。なお、暴力団員等から不当要求又は妨害を受け、警察への通報、捜査協力及び発注者への報告が適切に行われた場合で、これにより、履行遅滞等が発生するおそれがあると認められるときは、必要に応じて、工程の調整等の措置を講じる。

宮城県入札契約暴力団等排除要綱

別表

措置要件
1 登録業者の役員等（法人の場合は、非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は、法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合は、その者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員である場合、又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき。
2 登録業者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者（以下「暴力団等」という。）の威力を利用するなどしていたと認められるとき。
3 登録業者又はその役員等が、暴力団等又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
4 登録業者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
5 登録業者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取引したり、又は不当に利用していると認められるとき。

(注) 使用人が、登録業者のために行った行為は、登録業者の行為とみなす。

7 納入物

以下の成果物を宮城県健康推進課に納入すること。

- |                             |    |
|-----------------------------|----|
| (1) 制作物一式                   | 1部 |
| (2) 事業の報告書                  | 2部 |
| (3) 成果品データを収めた記録メディア（CD-R等） | 1部 |

8 納入期限

令和6年3月31日

9 事業の推進体制

本業務について、受注者の組織内に担当者を配置するとともに、円滑な事業の推進のため、発注者と受注者による打合せを定期的に行うものとする。

10 契約の条件等

(1) 機密の保持

受注者は、本業務を通じて知り得た情報を機密情報として取り扱い、本業務の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。また、本業務に関して知り得た情報の漏えい、滅失、毀損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。契約期間終了後も同様とする。

(2) 個人情報の保護

受注者は、本業務を履行する上で個人情報を取り扱う場合は、別紙1「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(3) 環境負荷への配慮

受注者は、事務から生じる環境に及ぼす影響について、別紙2「環境負荷の軽減について」により低減されるよう配慮するものとする。

11 その他

受注者は、発注者が広報等で使用するために開発段階の動作イメージ等の提供を求めた場合

は、速やかに提供すること。内容については、別途協議を行い、決定することとする。  
受注者は、本仕様書に疑義が生じたとき、又は本仕様書により難い事由及び記載されていない事項が生じたときは、その都度発注者と速やかに協議を行い、決定することとする。